

(10) 技術標準に関連する知的財産権の 取扱いルールの整備

技術の高度化に伴い、一つの技術標準に多くの特許権（必須特許）が関係する傾向が強まっている。かかる状況下で個々の特許権者が独自に権利主張を行うと、累積ロイヤルティーが過大となり、技術標準普及の妨げとなることが懸念される。各標準化団体は、必須特許の取り扱いルールを定めているが、必ずしも明確なものではなく、この問題に十分対応できているとは言い難い。また、通常、ある技術のライセンス料は、代替技術との競争によって合理的範囲に収斂するが、標準化された技術には代替技術が当面存在しないことから、必須特許権者とライセンシーの間には実質的交渉を支える基盤が存在しない。その結果、一部特許権者が高額ロイヤルティーを請求し、ライセンシーの収益を一部特許権者が搾取する構造が成立しうる。そこで、必須特許の権利行使について何らかの制限が必要か、制限を加えるとすればどのような方法が適切かについて検討する。

<検討メンバー>

飯島 歩 弁護士法人北浜パートナーズ 弁護士・弁理士

桂 正憲 特許庁審判部第29部門（特許審査第1部調整課併任）審判官

◎清水 克則 三菱電機（株）知的財産渉外部 専任

堀口 浩 （株）東芝 知的財産部 企画担当

※◎は発表者。

の審査傾向映るを専関ニ準對審対 (01)

審査のバーバ/ノ対煩

趣向向するを期圖は(特許限係)特許特の>をコ準對審対の<一、ノノコは審高の審対
 テハサト口開業、よそ計を原主既審コ自給は審對特のノ開テ不充たるは々、るノアコま
 形必、お料圖が率審者、るはら念懸はもころむらハ特の及審率對審対、いさう大版は一ト
 伏伏十二題問のこ、>のおウのまが解得まノを、他るノアコは宝キバーバ/ノ幾い煩の特許
 申請のノ特許特外、お料スレサトでの審對する、業版、ホホ、ノ審ノ審おらるノアコきつ返
 とノハノノ特許限係は審對審升おコ審對はホホ出學審、他るサ檢考コ面審所察合アコホコ
 の子、ノハノノ特許限係はる天支者者交納買実おコ開の一ノコサトでホ審對特許限係、はは
 審對特許限一ま益知の一ノコサトで、ノ審對ホ一トテハサト口開高は審對特許限一、果結
 要るは期時のはる同アノコニ審計既解の特許限係、ケコ子、るでノ立制は立對するを期對は
 するを特許アノコニ改即審は出次はるものらおはせするヲ感考開除、は

<一>ハノコ情對<

士野井・士野井 スーパ一ノハ系北人志士野井 せ 昌烈

官評審(お相若登院確「業査審特許)門語のS院審評審字特許 聖玉 封

お享 審計老直傾向映(特) 影實葉三 傾克 木野◎

色野面全 標商傾向映 芝東(特) 崇 口野

、香野院お◎崇

技術標準に関連する 知的財産権の取扱いルールの整備

2006年5月24日
IIP知財塾第一期生
清水克則

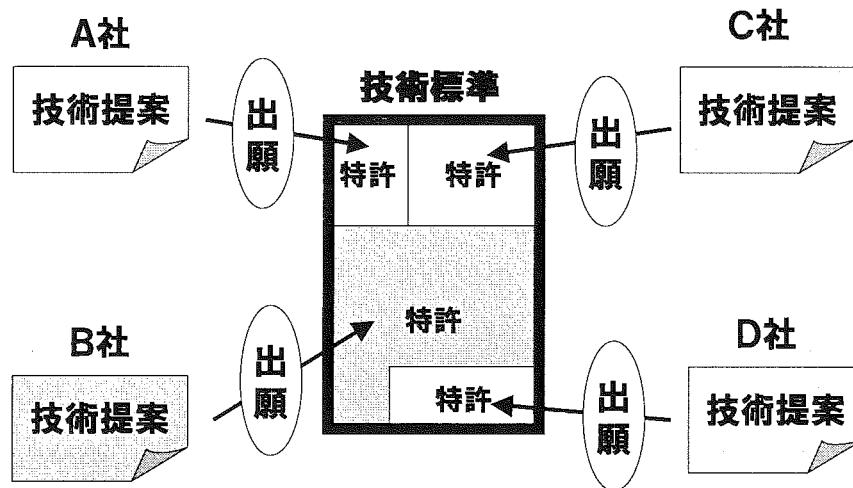
1

はじめに

- 「標準で稼ぐ」
- 標準化戦略の重要性
- 活発化するフォーラム活動
ADSL, Bluetooth, ECHONET, IPv6, WiMAX 等々
- 公的標準化

2

標準化活動のイメージ



3

技術標準と知的財産権

■ 概念的対立

技術標準(普及) ↔ 知的財産権(独占)

【参考】

(社)情報通信技術委員会「工業所有権等の取扱いについての基本指針」

TTCは、TTC標準等の内容の全部又は一部に工業所有権等が係る場合であっても、TTC標準等の普及を図るため、できれば、当該工業所有権等が万人に無償で使用できることが望ましいものとする。

4

標準化団体における特許権の取扱い

■ 特許声明書

- (1) 標準化活動終盤、標準化団体が標準案に関連する特許権の有無を参加者に照会する。
- (2) 該当特許がある場合に、特許権者が以下のいずれかを宣言した場合には、当該標準案を標準と認める。
 - ① 無償で非差別的に実施許諾すると宣言した場合(1号選択)
 - ② 有償で、合理的な条件で非差別的(RAND)に実施許諾すると宣言した場合(2号選択)
- (3) 特許権者が①②以外を宣言した場合には標準化を断念・中断する。

5

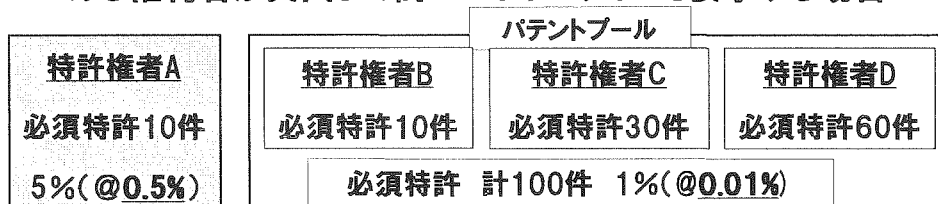
特許声明書の限界

■ 累積ロイヤルティの高額化

- ・RAND+RAND+RAND≠RAND
- ・「アンチコモنزの悲劇」の典型例

■ 顕在化しやすいケース

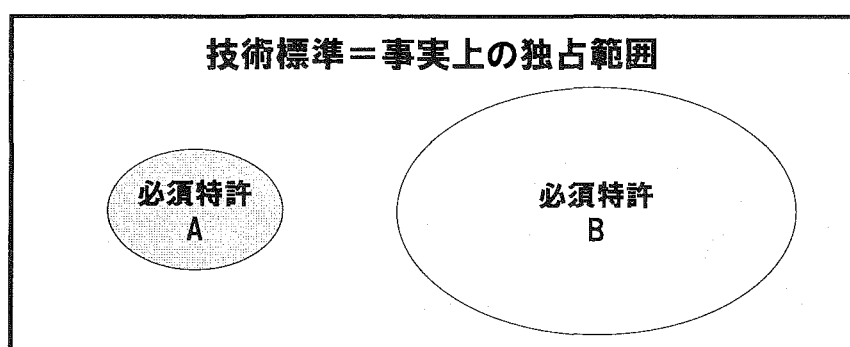
ある権利者が突出して高いロイヤルティを要求する場合



6

個々の必須特許の価値

必須特許A/Bいずれも、独占範囲は技術標準全体に及ぶ。



⇒必須特許1件の価値は、原則として等しいと考えるべき。

7

「RAND」の不明確性

■ 「RAND」の意味

権利者・ライセンシーの交渉に一任

権利者にとってのRAND ≠ ライセンシーにとってのRAND

■ 必須特許ライセンス

- ・ 代替技術の不存在
- ・ Take it, or leave it.
- ・ 実質的交渉基盤が欠如

8

製造業者と非製造業者

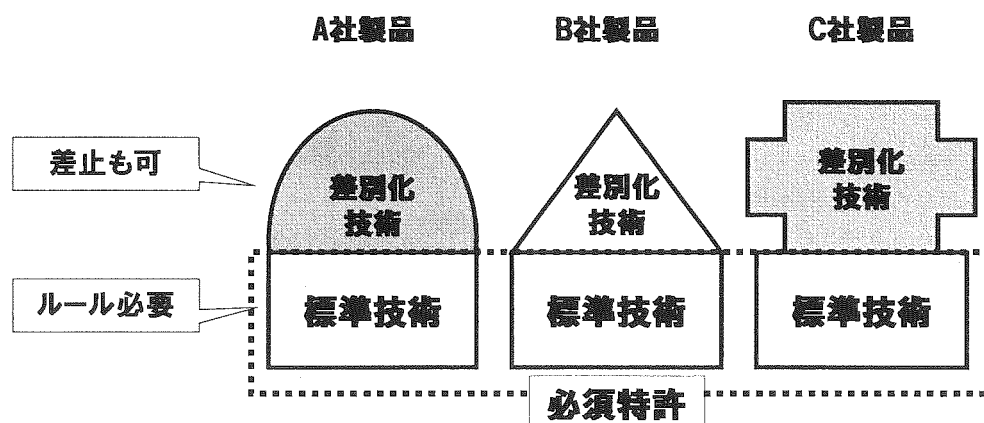
- 自己抑制力の有無
- 権利者の業態と必須特許の価値
- 「ものづくり」による収益の権利者への集中



実質的交渉基盤の欠如を補う仕組みが必要

9

標準技術と差別化技術



10

解決策(1)

■ パテントポリシーの改正(RANDの明確化)

- ・標準化団体が具体的ライセンス条件を決めるのは非現実的。
- ・全く関知しないのも無責任。

⇒少なくとも「RAND」のコンセプトは明らかにすべき。



累積ロイヤルティーを斟酌して合理性を判断。

11

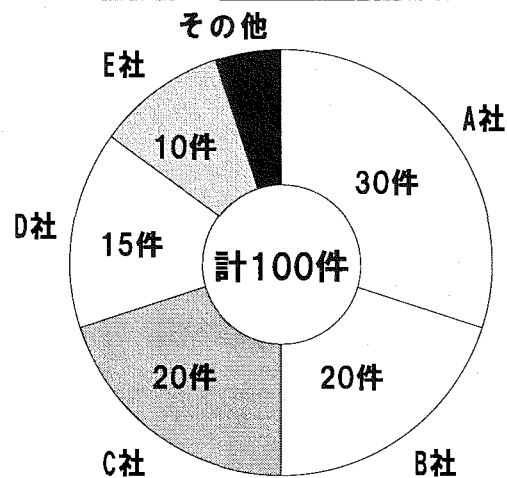
累積ロイヤルティーの斟酌

合理的ロイヤルティ
上限5%の場合

1件当たりの適正ロイヤルティ
 $5\% \div 100 = 0.05\%$

A社特許のRAND
 $0.05\% \times 30 = 1.5\%$

必須特許保有割合(例)



12

解決策(2)

■ **新たな課題:**

必須特許の全体像を把握できるか?

■ **特許声明データベースの限界**

・「自称」必須特許

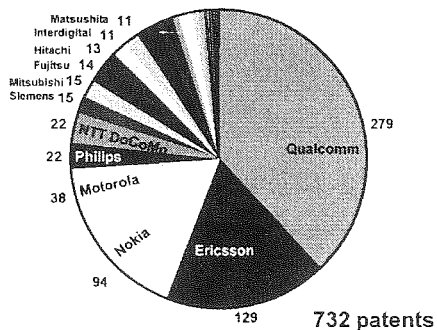
・特許開示の問題

■ **結論: 「神のみぞ知る」**

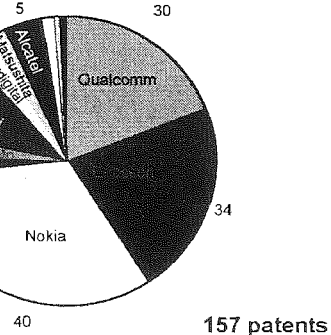
13

「自称」必須特許(W-CDMAの例)

【「自称」必須特許数】



【必須評価特許数】



出典: David J. Goodman/Robert A. Myers
 "Analysis of Intellectual Property for Third Generation Cellular Technology"

14

パテントプールの特徴

- ① 必須性判断の客観性
- ② ロイヤルティ料率の合理性
- ③ ライセンス条件の公平性



「RAND」を具現化する唯一の存在

15

パテントプールの新たな機能

- ① 複雑な権利関係の処理
- ② 収益性の高いビジネスモデル
- ③ 「RAND」の基準値の提示

16

結 論

1. パテントプールが適法に形成・運用されている場合は、そのパテントプールにおいて提示されるロイヤルティーが「RAND」と推定されるべき。
2. RANDの基準値を提示するという機能に鑑み、パテントプールの形成を積極的に支援すべき。

